

千行発第 393 号
令和 7 年 1 月 21 日

茨城県行政書士会
会長 古川 正美 様

千葉県行政書士会
会長 関谷 一和



千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 (金属スクラップヤード等規制条例) に伴う許可申請について

標記の許可申請について、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課より、下記の通り周知依頼がありました。当該周知依頼事項は、指導要綱によるものでありますが、貴会会員等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ヤード・残土対策課は、事前協議書を提出済みの事業者に対して、指摘事項等を連絡する【連絡期限：令和 7 年 1 月 31 日】
2. 事業者は、指摘事項等に係る誓約書を提出する（令和 7 年 2 月上旬目途）
3. 事業者は、住民説明会開催に向けて準備及び案内を行う（令和 7 年 2 月下旬目途）
4. 事業者は、住民説明会を開催する（令和 7 年 3 月）
5. 事業者は、許可申請書を提出する【提出期限：令和 7 年 3 月 31 日】
6. 令和 7 年 3 月 31 日までに許可申請書を提出した事業者については、令和 7 年 4 月 1 日以降、許可処分（又は不許可処分）が下りるまでの間、引き続き事業を行うことができる。

以上